

発議第30号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年11月24日提出

提出者

議会運営委員会委員長 松尾 澄子

提案理由 昨今の経済情勢を反映し、人事院及び千葉県人事委員会により示された勧告を勘案し、議員自らが議員報酬の額を見直すことにより、その適正化を図るため。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「547,750円」を「546,250円」に、「487,950円」を「486,650円」に、「458,150円」を「456,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。